

平成22年8月11日記者発表資料

平成22年8月10日作成  
教育部教育総務課  
担当：課長 清水正則  
内線：3510

## 小学校長の差別発言で教育委員会幹部を処分しました

平成22年6月1日に発生した小学校長の差別発言に関して、三木市教育委員会は8月10日、臨時教育委員会を開き、校長に対する監督が不十分であったとして松本教育長に厳重注意、篠原教育部長に口頭注意の処分を決定し、同日付で処分を両名に申し渡しました。

なお、県教育委員会は8月10日付けで、当該小学校長を戒告処分としました。

### 1 処分対象者及び処分の種類

(1) 松本明紀（まつもと あきのり） 57歳 男

教育長

ア処分内容 厳重注意

イ処分理由 三木市立小学校長による差別発言が発生した。教育長は校長のサービスを監督すべき立場にあり、職務の適正な執行を怠ったものとして処分する。

(2) 篠原政次（しのはら まさつぐ） 59歳 男

教育部長

ア処分内容 口頭注意

イ処分理由 三木市立小学校長による差別発言が発生した。教育部長は教育長の命を受け校長のサービスを監督すべき立場にあり、職務の適正な執行を怠ったものとして処分する。

2 発令日 平成22年8月10日

3 発令者 三木市教育委員会

平成22年8月11日

## 教育長コメント

6月1日の三木市小学校長の差別発言は、人としてあるまじき行為であるとともに、学校教育への期待を裏切り、信用を大きく失墜させる行為であります。教育長として誠に遺憾に思うとともに、市民、保護者のみなさまに深くお詫び申し上げます。

校長を監督する立場にある教育長への、このたびの三木市教育委員会からの厳重注意処分を真摯に受け止め、当校長へのさらなる指導はもちろんのこと、学校管理職等対象の人権研修のより一層の充実に努めてまいります。

学校における人権教育の中心であるとともに、自ら率先して人権課題の解決を図っていく立場にある校長の差別発言は、人権尊重のまちづくり条例のもと、差別解消に取り組んでいる市民のみなさまや教職員のなかまをないがしろにする行為であります。

本事案の懲戒権者である県教育委員会は「教育公務員として信用を著しく失墜する行為である。」として、当校長を8月10日付けで戒告処分としました。

当校長は、処分を真摯に受け止め、内省と研鑽を通して資質の向上を図るとともに、全身全霊を注ぎ職場の人間関係の再構築と人権教育の実践に邁進することを願うものであります。

不転の覚悟がなければ、子どもたちや教職員の前に立つ資格はなく、自ら職を辞すべきであると考えます。

三木市教育長 松本明紀